**補助金実績報告の方法**

**（補助金の金額について）**

「大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金交付決定通知書」（交付決定通知書）は、申請団体からの申請内容を審査した結果、適当であると認めたことをお知らせするもので、今回の補助金の上限額となります。

　最終的な補助金額が確定するのは、実績報告をご提出いただき、市で内容を審査した後になります。

**（提出書類）**

　　　①【様式第５号】大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金実績報告書

②【別紙３】事業実績報告書【事業概要（表）、内訳（裏）】

　　　③【別紙４】補助金実績額内訳書

　　　④　事業実施にかかる資料

〇事業を実施したことが確認できるパンフレット、チラシ、写真等

〇事業実施にかかる領収書等の写し等

|  |
| --- |
| **※注意※**  ●**領収書等の写しは必ず必要です！無い場合は補助対象経費となりません！**  ●領収書に明細が記載されていない場合は、**別途明細が必要**です。  ●特に、**工事費・委託料・備品購入費などは、記録写真・仕様書の写し・報告書の写し**などを添付してください。  ●領収書等の枚数が多い場合は、領収書整理簿（任意様式）を作成してください。 |

**（提出期限）**

　申請された全ての補助対象事業が完了してから３０日以内

　　　　※交付申請時、既に全ての事業が完了していた場合は、同封の補助金決定通知書を受け取ってから３０日以内に提出してください。

**（提出先）**

　　直接提出の場合　大阪狭山市　危機管理室（市役所２階）

　　　　　　　　　　（平日の午前９時から午後５時３０分まで）

　　郵送の場合　　　〒589-8501　大阪狭山市狭山一丁目２３８４－１

　　　　　　　　　　大阪狭山市　危機管理室　宛

　　　　　　　　　　（注）必ず封筒に「大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金実績報告書在中」と明記してください。

**（実績報告書を提出した後の流れ）**

（１）補助金の確定

　　　　補助金実績報告書提出後、実績報告の内容を書類審査のうえ、市長が最終的な補助

金の額を決定し、その旨を通知します。

（２）請求書の提出

　　　　提出された請求書に基づき支払います。請求書の様式は、補助金の確定通知書と同時に送付します。請求書に請求額・振込先などを記入しすみやかに提出してください。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*　参　考　\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

**パソコンを利用して作成することができるデータ様式が便利です。**

Excel（エクセル）のデータは、金額などが自動計算するようになっています。

1. 市ホームページからダウンロードできます。

《市ホームページ　⇒　くらし・手続き　⇒　自主防災組織　⇒

　　　　大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金》

1. 電子メールでも取り寄せることができます。

請求先Ｅメールアドレス　kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp

【問い合わせ先】

　〒589-8501　大阪狭山市狭山一丁目２３８４－１

　大阪狭山市　危機管理室

ＴＥＬ：０７２－３６６－００１１（内線276）

ＦＡＸ：０７２－３６７－１２５４

Ｅメール：kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp